

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月6日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bango-joreijimu.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等学び直し支援金(規則で定める支援金をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第10の項 高等学校等学び直し支援金(規則で定める支援金をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	福岡県県立高等学校等就学支援金交付要綱第2条第2項及び第3項
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>高等学校等</u> の生徒等がその授業料に充てるために <u>高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>	教育委員会は、前項において、第2号にのみ該当し就学支援金の支給対象外となつた者のうち、高等学校等を退学したことがある者に対して、 <u>就学支援金相当額(高等学校等学び直し支援金、以下「学び直し支援金」という。)を支給する。</u> 教育委員会は、第1項の対象者のうち、単位制による課程に在学する生徒で、高等学校等を退学したことがある者が、就学支援金の通算支給上限単位数(74単位)を超過する単位数を履修しようとするときは、当該生徒に対して、超過分の履修単位数に係る受講料相当額の <u>学び直し支援金を支給する。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		福岡県県立高等学校等就学支援金交付要綱 高等学校等学び直し支援金事務処理要領